

CONTENTS

- 2 三重の商店街特集
- 3 暑中お見舞いあいさつ
- 4 ニュースin三重県
- 6 中央会レポート 令和8年度 第71回通常総会を開催／令和8年度 専門委員会の開催／中央会の支援・助成事業～募集のお知らせ～ ほか
【トピック】春の叙勲・褒章、県民功労者表彰受章者紹介／三重県産業支援センターと連携支援の推進に関する覚書を締結 ほか
- 9 弁護士のつぶやき
- 10 育成就労制度について／組合のひろば
- 12 景況レポート
- 13 中央会インフォメーション／チャレンジ!! 組合士
- 14 EVENT GUIDE／お知らせ



6p/令和8年度第71回通常総会



● 三重の商店街
よいほモール
商店街
〈松阪市〉



三重の商店街特集

松阪市よいほモール商店街振興組合

◆よいほモール商店街について

旧伊勢街道の中心商店街として昭和42年商店街振興組合を設立し、共同駐車場事業や再開発事業等に取り組み、商店街近代化事業では平成2年から歩道のカラー舗装や街路灯、街路樹、小公園、放送設備、シンボルトワーの設置、電柱地下埋設等を行い、“よいほモール商店街”として生まれ変わった。本場の「松阪牛」の飲食店が複数あり、地域外からの来街者も多い。

組合では、松阪市の3大まつりである、3月の初午大祭、7月の松阪祇園まつり、11月の氏郷まつりへの協力の他、8月の七夕まつり・鈴の音市でも組合独自のコリントゲームや輪投げのイベントを実施し、12月には歳末キャンペーンを開催する等、来街者の利便性向上と販売促進等の支援を行いながら、商店街内で駐車場の運営をしている。



●松阪肉元祖 和田金

～松阪牛の極みを老舗で堪能する～



松阪肉のすき焼き



日本に牛肉を食べる習慣ができて間もない明治11年、精肉店として創業。数年後には現在のすき焼のスタイルを確立し日本屈指のすき焼きの名店として名を連ねるようになった。その美味しさは、自社牧場で育てた確かな肉質によるもので、その肉は、炭火と仲居さんの技で、一段と美味しく仕上げられている。

☎ 0598-21-1188 中町1878

① 平日11:30～21:00、土日祝11:00～21:00(最終入店19:00、ラストオーダー20:00)

② 第2・4火曜日(月により変動あり)

<https://e-wadakin.co.jp>

●松治郎の舗

～季節に合わせた転地養蜂による高品質なはちみつ専門店～

大正元年に、たった3箱の巣箱から養蜂を始めた養蜂園のはちみつ専門店。現在は、季節に合わせて南から北へと移動しながらおいしいはちみつを集める、転地養蜂という方法で高品質なはちみつを採蜜し、国産はちみつ『蜜匠』を始め、さまざまな商品に加工し販売している。



大人気のはちみつ最中アイス



☎ 0598-26-8133 中町1873

① 10:00～17:30 ② 木曜日

<https://www.matsujiro.shop>

組合連絡先・施設情報

名称	松阪市よいほモール商店街振興組合
所在地	〒515-0083 三重県松阪市中町1902番地2 中町公会堂内
電話番号	0598-21-1227
営業時間	10:00～15:30(火、土、日、祝日を除く)
公式サイト	https://yoiho-mall.com



HP



facebook

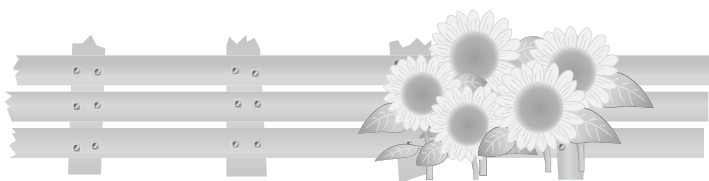


Instagram

暑中お見舞い 申し上げます

盛夏の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



令和八年 盛夏

役員一同

会 長	三林憲忠				
副会長	小柴眞治	宮木康光	広瀬 誠	前田朝子	萩野昌毅
理 事	水谷康朗	田中俊徳	佐治卓弥	横山 理	長谷川進
	中村 元	早川 彰	坂田裕昭	鈴木 孝	小林 満
	米川孝一	竹林武一	坂下啓登	田畑 博	中村剛明
	稲垣法信	浜地重成	石原和夫	尾崎純二	浅野文夫
	木村圭仁朗	森 一葉	伊藤竜己	辻 保彦	黄瀬栄一郎
	濱瀬智章	角前俊介	土井一浩	湯浅しおり	朝尾高明
監 事	小林祐介	関山治利	宝門 誠		

みえの MIRAI へ！ 次の一步を応援します！



令和8年度 三重県商工関係施策の概要

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興(条例第13条関係)

◆ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術力の向上を支援【三重県工業研究所(059-234-4036)】

産学官が連携する研究会を設置し、新技術導入の取組による県内企業の基盤技術力の向上や、技術相談、技術支援、共同研究、受託研究、依頼試験、機器開放、人材育成など、企業の課題解決に向けて段階的なきめ細やかな支援を行います。

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化(条例第14条関係)

◆商店街等活性化支援事業【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

商店街や地域商業の活性化を進めるため、商店街が実施する課題解決に向けた取組等に対して、専門家の派遣等を中心とした支援を行うとともに、国等の制度及び先進事例等の情報提供を行います。

◆三重グッドデザイン(工芸品等)【県産品振興課(059-224-2336)】

三重グッドデザイン(工芸品等)選定商品について、県内外の百貨店・小売店等での展示販売やワークショップの開催など、情報発信や販路開拓の支援を行います。

小規模企業に対する支援(条例第15条関係)

◆よるず支援拠点【三重県産業支援センター(059-228-3326)】

小規模企業等の売上拡大、経営改善、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します(相談無料)。また、県内各地で定期出張・相談会を開催しています。開催日時や場所等、詳細は上記の電話番号までお問い合わせください。

三重県版経営向上計画の認定等(条例第16条関係)

◆各段階に応じた企業の計画を認定 【三重県産業支援センター (059-253-4355)】

中小企業・小規模企業の経営向上を支援するため、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、お近くの商工団体と連携して支援します。

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業に対し、三重県版経営向上計画の作成・実行を支援!

売上げを伸ばして、従業員の給料を上げたい…

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい…

ステップ1

課題を把握・整理する!

■計画づくりをサポート

ステップ1以上
・専門的知識や経験を持つ支援者とともに、経営課題設定と解決策について相談が可能

ステップ2

実施計画を立てる!

■実施計画の実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣(小規模企業現場改善支援、3回まで)

ステップ3

本格的に実行する!

■収支計画、資金計画を含む実践サポート

経営力強化資金(みえ経営向上扱い)
小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い)

・ICTを活用して生産性の向上をめざす取組に対して、専門家派遣の利用が可能(5回まで)

人材の育成及び確保(条例第17条関係)

◆プロフェッショナル人材戦略拠点【三重県産業支援センター(059-253-3888)】

「経営改革、新たな戦略の実現」に必要な人材について経営者と相談をして明確にしたうえで、その採用を支援します。経営課題を解決できる人材(雇用や短期間の委託で活用する副業・兼業人材)のマッチングをサポートします。

◆地域活性化雇用創造プロジェクト【雇用対策課(059-224-2465)、三重県産業支援センター(059-253-1260)】

多様な働き方の導入や採用力の向上に関するセミナーの開催や、県内の成長産業における人材の育成・確保に関する支援を行います。

◆「みえ」の仕事マッチングサイト【雇用対策課(059-224-2465)】

若者を中心とした転出超過や県内中小企業等の労働力不足を解消するため、県内企業等の求人情報を検索・参照することができるマッチングサイトを運営しています。

資金供給の円滑化(条例第19条関係)

◆中小企業金融対策【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した県融資制度を運用する中、利子又は保証料の一部を軽減することで、中小企業の金融の円滑化を図ります。

(主な融資制度)

- ・小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき……………小規模事業資金、がんばる小規模企業応援資金
- ・取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき……………セーフティネット資金、リフレッシュ資金
- ・生産性向上や多様な働き方の実現など経営力の強化に取り組むとき……………経営向上サポート資金
- ・事業の成長・発展に向けた設備投資を行うとき……………設備投資促進資金

創業及び第二創業の促進／事業承継への支援(条例第20条・第21条関係)

◆創業活動、事業承継への融資【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

新たな県内雇用の場の創出のため、創業活動を支援する「創業・再挑戦アシスト資金」、事業承継を予定する法人事業者向けに、一定の要件を満たした場合に経営者保証が不要となる「事業承継フォロー資金」の融資を行います。

◆三重県事業承継ネットワーク【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

国、県、商工団体、金融機関、土業等専門家等で平成29年8月に組成した三重県事業承継ネットワークを核にして、経営者の「気づき」を促す事業承継診断、具体的な課題の解決、承継後の後継者による再成長に向けた経営革新など、「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の各段階に応じた支援を実施します。

◆三重県事業承継・引継ぎ支援センター【三重県産業支援センター(059-253-3154)】

中小企業・小規模企業の事業の承継・引継ぎを支援します。「親族承継」「従業員承継」「第三者承継(M&A)」など、事業承継に関するあらゆる問題について、コーディネーターや専門家がきめ細かくアドバイスを行います。相談は無料、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(条例第22条関係)

◆知的財産の活用を通じた事業展開を支援

【INPIT三重県知財総合支援窓口【津窓口】(059-253-8310)【四日市窓口】(059-327-5830)】

県内事業者の産業競争力強化を目的に、特許出願等の知的財産の活用を支援します。

◆国内外における三重県フェア等の開催【県産品振興課(059-224-2386)】

国内外において「食」を中心とする三重の魅力を情報発信する観光物産展(三重県フェア等)を開催します。

◆県産品の輸出拡大の支援【県産品振興課(059-224-2336)】

県産品の輸出拡大に向けた研修会、輸出相談窓口の設置及びバイヤーの招へい等、海外の販路開拓に戦略的に取り組む事業者を対象とした海外での営業活動への支援に取り組みます。

◆首都圏営業拠点「三重テラス」の活用【県産品振興課(059-224-2386)】

三重テラスは、商品や食材の魅力を首都圏の消費者に発信する場として、ショップやレストラン等をご利用いただけるとともに、対面販売やテストマーケティングを通じて消費者ニーズや販売情報をフィードバックするなど、企業のマーケティング活動に資する支援を行います。

◆三重県国際展開支援窓口(サポートデスク)【三重県産業支援センター(代表 059-228-3321)、

三重県産業支援センター(三重県よろず支援拠点)(059-228-3326)、ジェット口三重(059-228-2647)】

三重県国際展開支援窓口は、三重県産業支援センター、ジェット口三重を中心に、金融機関、損害保険会社、物流事業者と県が連携協力しながら、県内中小企業の海外展開を支援している相談窓口です。海外ビジネス・販路開拓についてご相談ください。

◆三重タイイノベーションセンター【企業誘致推進課(059-224-2499)】

三重県とタイの産業連携の拠点となり、三重の食品加工技術のPRや食品加工に係るセミナーに取り組み、タイ産業の高度化に寄与するとともに、県内企業のビジネス拡大につなげることを目的に、バンコクのタイ国家食品研究所内に設置したセンターです。タイでの食関連のビジネス展開にご活用ください。

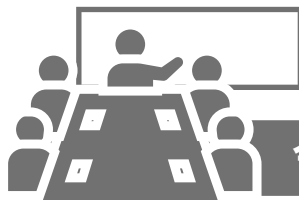
◆三重県アセアンビジネスサポートオフィス【企業誘致推進課(059-224-2499)】

県内中小企業・小規模企業等のアセアン地域における進出や販路開拓等の海外事業展開の取組を伴走型で支援することを目的にタイ・バンコクに設置しています。アセアン地域でのビジネス展開にご活用ください。

情報の提供及び顕彰(条例第25条関係)

◆三重のサステナブル経営アワード【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」に取り組み、自社の付加価値の向上と経営基盤改善を推進し、他の県内企業の模範となる持続可能性の高い企業を表彰します。



令和8年度 第71回通常総会を開催！！

5月28日午後、津市の三重県勤労者福祉会館において、令和8年度第71回通常総会を開催しました。

当日は、会員391人(委任状・書面議決含む)が出席し、来賓には、寺村英信中部経済産業局長をはじめ、野呂幸利三重県副知事、藤田宜三三重県議会議長、稲垣清文三重県信用保証協会会長、岡口亮太株式会社商工組合中央金庫津支店長兼四日市支店長など13名の方々の臨席を賜りました。



あいさつする
三林会長



中部経済産業局長
寺村英信氏



三重県副知事
野呂幸利氏



三重県議会議長
藤田宜三氏



株式会社商工組合中央金庫
四日市兼津支店長
岡口亮太氏



議長
小柴副会長

【令和8年度事業計画の主要重点目標】

1. 伴走型支援と現場第一主義による巡回指導での組合活性化等の支援
2. デジタル活用、人材育成・教育等による中央会の業務執行体制の強化
3. 連携組織形成の動向・ニーズ等の掘り起こしと組合設立の促進
4. 生産性向上、省力化投資、人材確保、価格転嫁等の事業環境変化への取組支援
5. 労働・雇用、地域産業活性化に係る施策提案と周知促進

開会にあたり、三林会長より「変化が激しい時代の中で中小企業・小規模事業者が持続的に成長を続け、発展していくには長期的な経営戦略を持ち、環境変化へ迅速かつ柔軟に対応し、「稼ぐ力」つまり労働生産性を高める必要がある。当中央会は、常に一步先を見据えたきめ細かな巡回指導を実施し、様々な経営課題の解決を後押しする事業を展開し、会員組合等の活性化に全力を傾注する所存だ。」と挨拶がありました。

続いて、小柴副会長が議長に選任され議事に入り、提出議案について慎重に審議され、すべて原案どおり可決・承認されました。また、任期満了に伴う役員改選で次の方々を選出されました。(順不同・敬称略)

役職名	氏名	所属組合等	備考	役職名	氏名	所属組合等	備考	役職名	氏名	所属組合等	備考
会長	三林 憲忠	三重県醤油味噌工業協同組合		理事	坂田 裕昭	三重県タイヤ商工協同組合	新任	理事	木村圭仁朗	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合	
副会長	小柴 眞治	三重県コンピュータ業協同組合		理事	鈴木 孝	国際技術支援協同組合		理事	森 一葉	三重県自転車協同組合	
副会長	宮木 康光	協同組合 津卸商業センター		理事	小林 満	伊勢形紙協同組合		理事	伊藤 竜己	三重県板金工業組合	
副会長	広瀬 誠	山田機械器具工業協同組合		理事	米川 孝一	鈴亀企業連携事業協同組合		理事	辻 保彦	松阪木質バイオマス熱利用協同組合	
副会長	前田 朝子	三重県中小企業レディース中央会	新任	理事	竹林 武一	三重県自動車整備商工組合		理事	黄瀬栄一郎	三重ハイブウッド協同組合	新任
副会長	萩野 昌毅	三重県溶接工業協同組合	新任	理事	坂下 啓登	三重県中小企業共済協同組合		理事	濱瀬 智章	伊勢米穀企業組合	
理事	水谷 康朗	桑名鉄工協同組合		理事	田畑 博	三重警備事業協同組合		理事	角前 俊介	三重県スポーツ用品協同組合	
理事	田中 俊徳	三重県テントシート工業組合		理事	中村 剛明	三重県農業商業協同組合		理事	土井 一浩	紀史事業協同組合	
理事	佐治 卓弥	萬古陶磁器振興協同組合連合会	新任	理事	稲垣 法信	三重県鐵構工業協同組合		理事	湯浅しおり	協同組合 尾鷲観光物産協会	
理事	横山 理	三重県電設資材卸業協同組合		理事	浜地 重成	地域ケア株式会社		理事	朝尾 高明	熊野原木市場協同組合	
理事	長谷川 進	四日市一番街商店街振興組合		理事	石原 和夫	三重県電気工業協同組合		監事	小林 祐介	小林祐介税理士事務所	新任
理事	中村 元	四日市機械器具工業協同組合		理事	尾崎 純二	三重県中勢トラック事業協同組合		監事	関山 治利	三重県生コンクリート工業組合	新任
理事	早川 彰	四日市市指定上下水道工事業者協同組合		理事	浅野 文夫	三重県電器商業組合		監事	宝門 誠	志摩環境事業協業組合	

令和8年度専門委員会の開催

6月1日、2日、3日、総合・組織、金融、税制、商業・流通、労働、工業の6つの専門委員会を開催し、会員から寄せられた要望について審議しました。取りまとめられた要望事項は、7月30日に開催予定の当中央会理事会等において承認され、「第63回中小企業団体三重県大会」及び「第78回中小企業団体全国大会」に提出します。提出議案は次のとおりです



【総合・組織】 ■ [中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化]

■ [適正な価格転嫁並びに取引適正化の支援] など14項目

【金融】 ■ [資金繰り支援への対応強化] ■ [経営者保証改革プログラムに基づく融資慣行の確立] など6項目

【税制】 ■ [中小企業組合及び中小企業関係税制の充実・見直し] ■ [消費税対策の継続・強化] など6項目

【商業・流通】 ■ [地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続] ■ [商店街活性化への支援] など9項目

【労働】 ■ [中小企業等の実態を踏まえた最低賃金制度の見直し]

■ [賃上げに伴う人材確保に向けた社会保険制度の改善] など5項目

【工業】 ■ [エネルギー価格高騰対策及び電力の安定かつ安価な供給の実現]

■ [サプライチェーン対策の継続・充実] など6項目

中央会の支援・助成事業 ～募集のお知らせ～

当中央会では、次のとおり事業実施組合を募集しています。

1. 個別指導 【年間】延12回実施 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

組合等の抱える様々な問題について、専門家を活用して指導・研究会・講習会・監査を実施し、中小企業経営の一層の円滑化及び組合組織運営の一層の適正化を図ります。

2. 事業継続力強化計画支援指導 【年間】延2回実施(1組合等) 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

令和元年7月に施行された中小企業強靱化法に基づき、防災・減災等危機的状況下への対応に取り組む組合等並びに組合員の「事業継続力強化計画」策定への取組みについて、専門家を活用して指導・講習会を実施し、事業継続力強化計画策定率の向上を図ります。

3. 組合再構築伴走支援指導 【年間】延6回実施(2組合等)

激動する環境変化に迅速かつ柔軟に対応する「自己変革力」が必要となることから、組合の既存事業の見直しや新規事業の実施に向けた計画づくり等組合再構築への取組みについて、専門家を活用して伴走支援を展開し、経営力強化、事業再構築を図ります。

4. 制度改正等の課題解決環境整備事業

働き方改革や賃上げ、事業承継税制の拡充、事業継続力強化計画の策定等複数年にわたる相次ぐ制度変更並びに諸制度改正に伴う多様な課題について、中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑に対応できるよう、諸制度改正に伴う専門家派遣並びに講習会等を開催して、組合等の経営改善等を図り課題解決を目指します。

5. 事業環境変化対応型支援事業

最低賃金引上げ、省力化促進、インボイス制度導入、デジタル化への対応等、中小企業・小規模事業者の事業環境変化の諸課題に対して、その対応や課題解決に向けての周知・広報、個別相談窓口の設置、専門家派遣、講習会等の開催並びに中央会指導員による巡回指導等を実施することにより、中小企業・小規模事業者の適正かつ円滑な事業環境変化への対応を支援し、経営上の課題解決を目指します。

～詳細は、当中央会へお尋ねください。また、困ったことがあればご相談ください。～

新規会員のご紹介

令和7年度の新規会員をご紹介します。

●事業協同組合緑風(津市)

●員弁電設協同組合(いなべ市)

●星禾協同組合(桑名市)

●ネオ事業協同組合(四日市市)

●ANDA事業協同組合(亀山市)

●アジアトラスト協同組合(亀山市)

中央会レポート

T・O・P・I・C・(トピック) — 栄えあるご受章おめでとうございます —

令和8年春の叙勲・褒章、第62回県民功労者表彰等について、当中央会関係者では、次の方々を受章されました。(順不同・敬称略)

◆春の叙勲・褒章

●旭日単光章

山下 行康 協同組合尾鷲日専連会 理事(元理事長)

●黄綬褒章

平野 金人 三重県建設業協同組合 理事

◆第62回県民功労者表彰

三林 憲忠 三重県醤油味噌工業協同組合 理事長



県民功労者表彰式

三重県産業支援センターと連携支援の推進に関する覚書を締結

3月27日津市にて、公益財団法人三重県産業支援センターは、当中央会と三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会並びに三重県信用保証協会と、県内中小企業等の複雑化・多様化する経営課題に対して、連携相談・支援を行うための支援体制を構築することを目的に、連携支援の推進に関する覚書を締結することとし、三重県雇用経済部長立会いのもと、その締結式を開催しました。

これは、各支援機関が相互に協力し、その目的を達成するために、業務連携に係る連絡窓口を設置し、個人情報保護や守秘義務の厳守の前提の上、相互に協力を図り次に掲げる事項について協議・情報交換等を行うものです。

- ①生産性向上に関すること
- ②経営改善に関すること
- ③相談会・セミナーなど共同事業の企画・運営に関すること
- ④中小企業等への情報提供に関すること
- ⑤前各号に掲げるもののほか、業務連携に必要と認められる事項に関すること
- ⑥その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

連携支援に関する覚書 締結式



全国中小企業団体中央会 中小企業組合等課題対応支援事業募集のご案内

中小企業組合等の中小企業グループのみならず、新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決、中小企業の発展に寄与する取組みを支援します。SDGsへの取組み、DXやGXの推進、海外販路開拓の挑戦などの団体・業界特有の課題解決に活用できます。

【対象】：中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等

① 中小企業組合等 活路開拓事業	活路開拓事業	[大規模・高度型] 上限2,000万円 下限100万円 [通常型] 上限1,200万円 下限100万円
	展示会等出展・開催	上限1,200万円 下限なし
② 組合等情報ネットワーク システム等開発事業	基本計画策定事業	[大規模・高度型] 上限2,000万円 下限100万円
	情報システム構築事業	[通常型] 上限1,200万円 下限100万円

補助率 上限6/10

募集期間 第3次募集：令和8年7月6日(月)～8月6日(木) 【必着】

※今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会
振興部
TEL:03-3523-4905



弁護士の つばやき



三重弁護士協同組合
青年部会

梅村・長谷川法律事務所

梅村 大樹 氏

企業と詐欺、SNS・AI、憲法

1 詐欺問題

近頃詐欺の話題が絶えませんが、詐欺や悪徳商法が個人事業主や中小企業を狙うこともあります。

典型的なのが、無料求人広告詐欺です。突然、「うちのサイトで求人広告を載せませんか。3か月の間、費用は一切かかりません」と電話がかかってきます。人手不足で困っており、無料ならと気軽に申し込むと、3か月が経過したとき、有料契約に自動更新されたとして高額な広告料を請求されます。よくよく申込書を見ると、隅っこに小さく、あるいは、利用規約の中に密かに有料契約への自動更新が書かれています。

このような事案では、あえて有料契約への更新事項を隠す意図が明らかであり、広告料を支払う必要はありません。毎日のようにしつこく請求されたり、弁護士から訴訟(!)されたりすることもあります。現状請求が認められた裁判例はないはずです。支払う前に弁護士にご相談ください。

2 SNSとAI

SNSにおける不用意な投稿や、業務情報をSNSにアップする問題がよく話題になります。最近、川崎市の新人が研修資料をアップしたことに市長が「そんなことまで注意喚起しなければいけないのか」と嘆いたことや、とある銀行で業務風景を撮影してアップした事例などが取り沙汰されました。

私はこれまでに、小中高と学校でSNSトラブル等の授業をしてきました。学校の先生に注意しているのは、世代によってSNSに対する認識が大きく違うということです。

今の10代20代は、子どもの頃からスマホがありSNSがあった世代です。生活の中に常にSNSが存在し、他人とのコミュニケーションでも頻繁にSNSを使います。それより上の世代のように、SNSの無い生活からSNSが徐々に浸透していった世代とは違います。SNSでのやりとりが、リア

ルのやりとりと比べて、何が危険で何がいけないのか、意識する機会がおそらくほとんどありません。

「そんなことまで注意喚起しなければいけないのか」というのは、まさにそのとおりです。嘆くのではなく、企業は従業員に対してSNSに関し丁寧に注意喚起したほうが良いと思います。

AIも身近になりました。最近、AIで作った合意書案や交渉書面を見てほしいという相談もよくされますが、間違っている部分が多い上に、相談者自身なぜその条項を入れたのか、分かっていないことがあります。これまでは、自作の条項案を持ってこられた方に「この条項を入れたのはなぜですか?」と聞くと、作った本人なので意図を答えてもらえます。私は、その意図にそって正しい条項案に修正いたします。しかし、AIに作ってもらった場合は、「分かりません。AIがそう出してきました」と答えられます。

とある相談では、相手に300万円払ってもらおうつもりで条項が、逆に自分が100万円払うことになっている条項になっていることがありました。基本的に、自分のよく知らないことをAIに頼るべきではないと思います。

3 憲法

私は憲法に強い関心がありますが、平和主義や人権も意外と身近に関わります。

近時、アメリカによるイランへの攻撃と関連して、石油やその関連製品の調達に多大な影響が出る事態が生じました。武力行使を伴う紛争は我々の生活にも大きく影響します。

日本は武力行使や軍事力とどう向き合うべきか、憲法9条に関する議論も我々の身近な生活に直結します。

インターネット通販等により海外と結びつくことも多くなったと思います。

アメリカのウイグル強制労働禁止法のように、人権侵害が起きている地域からの輸入が制約を受ける場合があります。国外からの物の調達には国際的な人権問題が絡むことがあります。

企業がSNSで発信することも普通になりました。しかし、SNSの発信は世界中の人が見ます。X(旧Twitter)では投稿が瞬時に翻訳され外国の人の目に止まります。日本人同士なら冗談で済んでも、他国の人にとってはそうではなく人権侵害として炎上することもあります。一度生じた炎上はコントロールすることが困難です。人権についての基本的な知識は、国際的な共通言語と言える側面があり、それを身につけることは炎上を避ける助けになるはずです。

育成就労制度について

育成就労制度を組合事業に追加する際の定款変更について

現行の「技能実習制度」から「育成就労制度」への改正が決定し、令和9年4月から施行されます。それに伴い、監理団体が引き続き新制度で事業を行うためには、定款に「育成就労事業」に関する事業の追加が必要となります。

現在、当中央会では外国人技能実習生の監理団体である会員組合に対して、担当指導員が順次定款変更の支援をしておりますが、今後、育成就労外国人受入事業の実施を検討している組合の皆様は内容をご確認して、総会での定款変更をご検討ください。

●事業計画・収支予算が必要

事業を追加する定款変更を行う際には、認可申請書に加えて事業計画・収支予算の提出が必要になります。育成就労制度を事業に追加するにあたっては、実施予定の事業実態を適切に把握するため、対象となる年度の提出を求めていますのでご注意ください。

●技能実習制度についての記載は経過措置の終了後に削除

育成就労制度の施行後も、技能実習制度の経過措置により技能実習生は引き続き在籍することとなるため、期間中は技能実習制度における監理団体と、育成就労制度における監理支援機関が併存する状態になります。

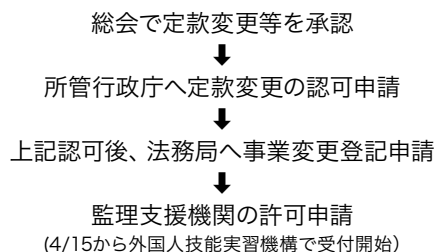
そのため、技能実習に関する記載は削除せずに残しておく必要がありますが、令和12年3月までの経過措置が終了し、組合傘下の技能実習生全員の実習が終了したあとに定款からの削除をご検討ください。

不明点の質問や作成支援の相談がございましたら、当中央会の連携支援課(059-228-5195)までお問い合わせください。

外国人技能実習機構
「育成就労制度について」



定款変更や
許可申請の流れ



<改正(定款変更後)>

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買
- (2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業
- (3) 組合員のためにする育成就労外国人共同受入事業及び育成就労外国人受入れに係る職業紹介事業**
- (4) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

※育成就労外国人共同受入事業を実施するには、この事業を追加する必要があります。

組合のひろば

情報処理技術者試験に合格した県立高校生に図書カードを贈呈

三重県コンピュータ業協同組合(小柴眞治理事長)は、経済産業省が認定する情報処理技術者試験に挑戦している高校生を支援しており、2月27日、情報処理技術者試験のスキルレベル2以上(基本情報技術者試験、応用情報技術者試験等)に合格し、県立高等学校を令和8年3月に卒業した生徒32名に、図書カードを贈呈しました。

今回は、三重県立宇治山田商業高等学校に組合の理事である瀬野喜久氏(株式会社松阪電子計算センター 代表取締役社長)が訪問し、川上香里校長に目録を、代表生徒12名に図書カードを手渡しました。

最後に瀬野理事よりこれから羽ばたいていく学生たちへ飛躍を祈念した激励の言葉が贈られました。



組合のひろば

◆四日市諏訪商店街振興組合

四日市でイベント盛りだくさんの桜まつり

四日市諏訪商店街振興組合(服部晃典理事長)は、4月4日、5日に三滝通りさくらまつりを中心とした大型イベント「第34回エキサイト四日市・パザール2026」で新道おもしろパザールを開催しました。

本組合は、かつては大型駐車場の運営事業を主体とした組織でしたが、2年前の駐車場閉鎖を契機にその業態を大きく転換し、まちづくりを主眼に置いたイベント事業とキッチンカー事業を中心とした組合に生まれ変わりました。また、商店街を「新化」させるべく、各種イベントの開催に加えてポータルサイトのリニューアルやバーチャル商店街の制作、SNS



への活発な投稿など情報発信力の強化に努めてきました。

その目的としては、本組合が目指す「顔の見える小商人の街」を、より多くの方が知るきっかけを得て、画面越しに感じ、実際に訪れてもらうため、そして「モノ・味・香り・雰囲気」やこの街に息づく人々が紡いできた物語を感じられるような街歩き体験を通じ、これから先もずっと、商店街と「つながり」続けてもらうためです。

こうした取組を積み重ねながら、本組合はリアルとデジタルの両面から商店街の魅力発信と来街機会の創出を図り、来年開催予定の第35回エキサイト四日市・パザールへとその挑戦をつないでいきます。

◆三重県建具工業協同組合

第47回三重県建具作品を展示

三重県建具工業協同組合は、5月23・24日の2日間、津市芸濃総合文化センターで「第47回三重県建具作品展示会」を開催し、24日には優秀作品に対する表彰式が行われました。この展示会は、県内の職人の技術向上や、木のぬくもりを感じられる建具や木工製品の魅力発信を目的に開催されています。

組合員の建具業者による細木を縦横や斜め、曲線に組み合わせた「組子」入りのガラス戸や「障子戸」等約20作品が展示され、その中から三重県知事賞、三重県議会議長賞、津市長賞、三重県中小企業団体中央会会長賞等13名の方が受賞されました。



◆松阪市指定上下水道事業協同組合

安全祈願の水神祭で鳥居を新設



松阪市指定上下水道事業協同組合(吉池忠雄理事長)は、6月1日松阪市で第68回目となる水神祭を開催しました。

防災・減災と安心安全な水の供給、水道事業者の無事故を祈念するこの水神祭は、例年6月1～7日の「水道週間」に合わせて、市の上水道第一水源地で開催しています。当日は竹上松阪市長をはじめとする市の関係者も参列し、祭主は櫛田神社の佐伯宮司が務めました。

同組合では毎年、事前に水の分配を司る神を祭る宇太水分神社(奈良県宇陀市)を参拝し、持ち帰ったお札をこの祭事で張り替えています。また、本年は18年ぶりに新たな鳥居を設置し、この清めの儀式も執り行われました。

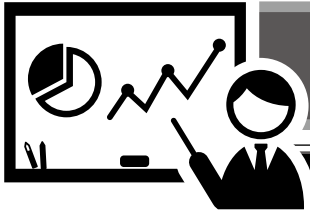
◆三重県遊技業協同組合

青少年健全育成のために、スポーツ団体へ寄付

三重県遊技業協同組合(権田清理事長)は、2月26日津市において、青少年の健全育成を支援する社会貢献活動の一環として、津市内のスポーツ団体2団体へ活動支援金総額30万円を寄付しました。

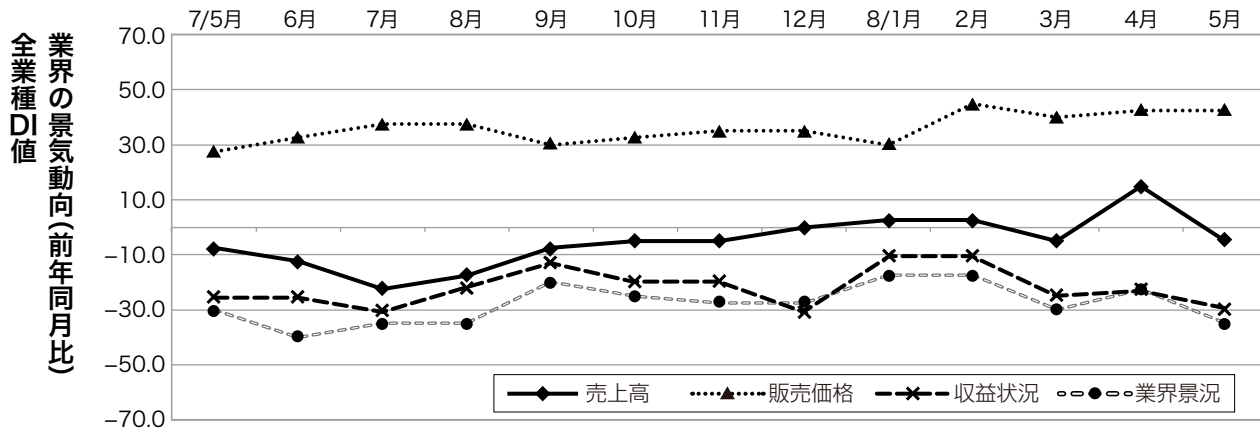
贈呈式は組合事務所で執り行われ、支援を受けた一般社団法人津市スポーツアカデミーMaravilha(マラヴィーリャ)とソフトボールチームの西が丘スポーツ少年団の各代表者からは組合へ感謝の言葉が述べられました。





景況レポート

◆ 令和8年5月分 情報連絡員報告 ◆



5月 景況天気図



製造業	食料品	印刷	電気機器	非製造業	卸売業	建設業
	繊維工業	窯業・土石製品	輸送機器		小売業	運輸業
	木材・木製品	鉄鋼・金属	製造業全体		商店街	非製造業全体
	紙・紙加工品	一般機器			サービス業	

概要

令和8年5月は、前月より売上高、業界景況が大きくマイナスとなった。収益状況については依然低迷している。前月から引き続き、中東情勢による燃料価格等の高騰による原材料、資材価格の上昇によって、収益低下を危惧する声が製造業、非製造業の様々な業種から出ている。

情報連絡一覧票 (三重県中小企業団体中央会・令和8年5月分)

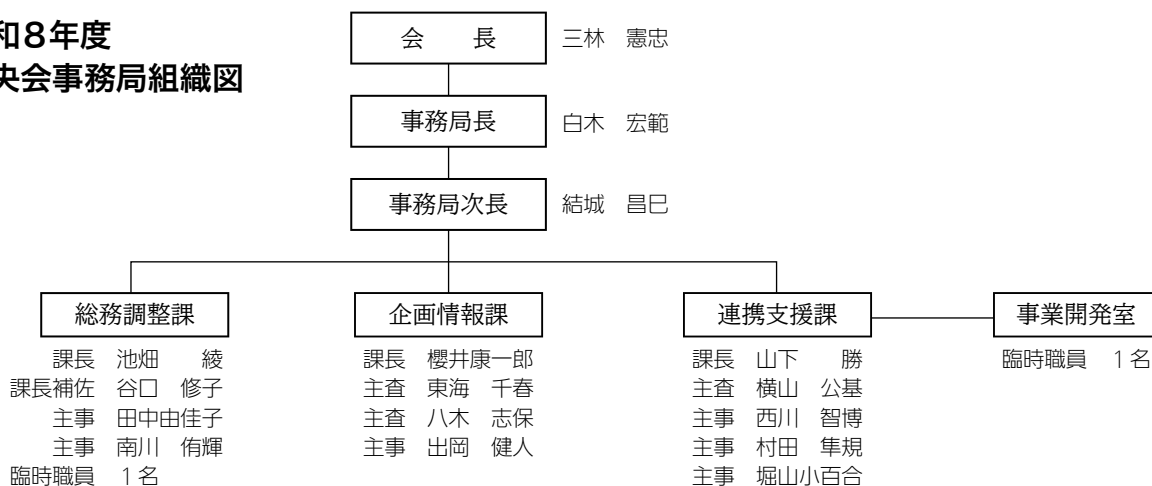
中東情勢の悪化による影響が色濃く出ている状況である。(小売業)

集計上の分類業種	業種詳細・地域	組合及び組合員の業況等(景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点)
製造業	食料品 製麺	中東情勢による原油の高騰により関連製品の値上げ、また、商品の品不足が懸念される。製造業としてすぐに値上げのできることから値上げしていく予定である。価格協定はできないがこの難局を乗り切れるように業界をあげて取り組んでいく。
	一般機器 四日市市	中東情勢の影響でナフサ等の不足が騒がれて2か月ほど経つが、今のところ状況が安定したとの話は入ってこない。ただ原材料の生産が足りないわけではなく、受注の集中により、原材料の発注量が多いことが原因となって入手しにくい状況が続いているようである。半導体向け機械の景況は良い一方で、機器等の入手が難しくなっている。
	輸送機器 伊勢市	受注は自動車部品、一般機械器具ともに増加。採算面では、新規受注等での寄与に加え、既存品でも好転した。ただし、企業物価の値上がりによる収益圧迫の流れは継続している。中東情勢の影響で、機械油や手袋など、調達面で不安があり、調達できる場合でもコスト増加の要因となる。昨年に続く賃上げ実施で、今後の人件費の増加は必至である。エネルギー価格高騰の影響も、今後は動力費(電力、ガス料金等)の大幅な値上がりも見えている状況である。製造業に必要な部材の入手困難、各経費の上昇、人員不足、BCPなど難しい舵取りが続く。
非製造業	小売業 自転車	組合員の中からは景気の先行きは前年度以上に厳しく、消費者の購買意欲が徐々に減退しているとの声が多く聞かれる。ここにきて自転車業界を取り巻く環境は近年自転車事故件数が増加傾向となっている。この4月から施行された「交通反則通告制度」いわゆる青切符により、市場は短期的に利用控えの懸念が生じた感がある。5月は自転車月間、国内最大規模の自転車ロードレース、ツアー・オブ・ジャパンはステージ制のロードレース大会で第3ステージ「いなべ大会」が大阪・京都に続いて開催された。世界レベルのトップレーサーが集結し、127kmの公道サーキットコースである。いなべの豊かな自然を満喫、また、グルメやオリジナルグッズも販売され春の1日が楽しめた。
	小売業 石油	中東情勢の悪化が長引いているが、4月に不足していた重油、軽油については、仕入れ価格の安定までには至っていないが、仕入れ困難な状況は解消されつつある。 現在は、組合員が行っている車体整備や板金塗装の現場で、ナフサ不足を背景にした塗料やシンナーの供給に影響が出ている。シンナーの供給量が通常の半分程度に対し、在庫の確保を急ぐ塗料卸からの注文は通常の約3倍に膨らみ、需給の逼迫が深刻化していると聞いている。依然として石油業界においては、中東情勢の悪化による影響が色濃く出ている状況である。
	サービス業 旅館	昨年は春のシーズンがひどい落ち込みであったが、今年はGWも10日ほど満館に近い日が続いていた。天候にも恵まれたため、コロナ前の業績まで回復した。課題としていた宿泊料金のUPについてはインパウンドのFITのお客様の誘致が必須である。対前年同月比は130%、2019年同月比は90%位のようにであった。

◆中央会インフォメーション◆



令和8年度 中央会事務局組織図



チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で2,545名(令和8年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ!

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	7,700円 一部科目免除者は、6,600円(二科目) 5,500円(一科目)

【メール配信の新規登録のご案内】

当中央会では、メールアドレスをご登録いただいた会員組合及び構成員企業等の皆さまに、毎月初旬・中旬に中央会、国・県等の有益な情報をメール配信します。★購読無料 ★新規登録募集中!

当中央会では、組合の構成員企業の方の新規登録を募集しています。

ご登録を希望される方は、必要事項を記入した【メール】を下記のアドレスに送信ください。

〈必要事項〉・所属組合名・事業所名等・登録メールアドレス

E-mail : direct-info@chuokai-mie.or.jp

「中央会レポートみえ」へ 情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

E-mail : report@chuokai-mie.or.jp

三重県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-mie.or.jp/>

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL:059-228-5195 FAX:059-228-5197 (担当 企画情報課)



■中央会主催の
講演会等のご案内

EVENT GUIDE

名称	日時	会場等	お問い合わせ先
第1回 組合役職員等講習会	令和8年7月27日(月) 14:00~	会場：三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第63回 中小企業団体三重県大会	令和8年10月15日(休) 13:30~	会場：アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第78回 中小企業団体全国大会	令和8年11月19日(休) 13:30~	会場：熊本城ホール (熊本県熊本市中央区桜町3-40)	総務調整課 TEL.059-228-5195

NOTICE



三重労働局からのお知らせ

熱中症を防ぎましょう！ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン (取組期間：5月1日～9月30日)

三重県内における職場での熱中症による死傷者数は、令和6年に27人となり高い水準となりましたが、令和7年は23人と4人減少しました。しかしながら、依然として多くの死傷者が発生している状況であり、引き続き警戒が必要です。三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。

【令和8年度重点】

- 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係者への周知」を行うこと
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への医師等の意見を踏まえた配慮

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に沿って以下の措置を講じましょう。

労働衛生管理体制の確立

- ・ 衛生委員会等を活用し労働者の理解と協力を得る
- ・ 各種管理者等の選任と役割
- ・ 作業手順・作業計画の策定
- ・ 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

作業管理

- ・ 作業時間の短縮等
- ・ プレーキング
- ・ 水分および塩分の摂取
- ・ 服装による身体冷却

作業環境管理

- ・ WBGTの低減
- ・ 休憩場所の整備等

健康管理

- ・ 健康診断結果に基づく対応
- ・ 日常の健康管理・休憩場所の整備等

異常時の措置

- ・ 熱中症が疑われる症状が現れた場合は、直ちに作業を離れ、涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分の摂取等の救急処置を行うこと。

労働衛生教育

- ・ 簡易な教材でも繰り返し参照することが望ましいこと
- ・ 熱中症予防管理者、職長等向け教育、作業従事者向け教育をそれぞれ実施すること。

その他

- ・ いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者も対象となること
- ・ 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- ・ 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等への配慮

NOTICE



中小企業基盤整備機構中部本部からのお知らせ

中小企業大学校瀬戸校が三重県内3箇所でサテライト・ゼミを開催します！

愛知県瀬戸市に所在する中小企業大学校瀬戸校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営する中小企業の皆様のための人材育成機関です。様々なテーマの研修を実践的なカリキュラムで提供し、平成元年4月の開校以来、多数の受講実績を誇ります。令和8年度は、伊勢市、四日市市、津市を会場にサテライト・ゼミ(校外研修)を開催する予定です。「研修施設が遠方で参加が難しい」という方でも、お近くで研修を受講いただける機会となっておりますので、人材育成に課題をお持ちの企業の皆様、社員のスキルアップを考えている企業の皆様は、ぜひこの機会にご受講をご検討ください。



【開催予定】※詳細は瀬戸校ホームページをご確認ください。

- | | | |
|-----------|--------|--------------------|
| 7月30・31日 | 伊勢市開催 | 「リーダーシップ講座」 |
| 9月1・2日 | 四日市市開催 | 「若手リーダー講座」 |
| 10月28・29日 | 津市開催 | 「リーダーシップと部下育成の進め方」 |

<お問合せ> 中小企業大学校 瀬戸校

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地 TEL: 0561-48-3401

★研修の一部をYouTubeで公開しています。
瀬戸校の雰囲気動画を動画でご確認ください!

瀬戸校

検索



2026年3月より

【三重県中小企業団体中央会構成員専用】

「三重県中小企業団体中央会」での 集団扱契約制度を新たにスタート させていただきます。



<集団扱の主なメリット> 集団扱契約には、メリットがいっぱいです

- 集団扱契約は一般の契約に比べ一時払保険料が5%割引になります。
- 集団扱契約の場合、分割払でも分割割増はありません。

(注) 構成員以外の方がご契約される場合は、保険料等のお引受け条件が異なります。集団扱の適用条件を満たさなくなった場合、払込方法および保険料等が変更となります。

<集団扱とは>

三重県中小企業団体中央会が保険会社と保険料集金契約を結び、保険料の集金を行うことにより、組合員等のみなさまに対してメリットを提供できる制度です。



くるまの補償



すまいの補償

共栄火災海上保険株式会社 お問い合わせ先

三重支社 〒514-0027 TEL 059-226-8071 fax 059-226-7824
三重県 津市 大門 6-5 プライム津大門3階

作成 202605 26-0259

令和8年度 能力開発セミナー

受講者募集

居住系 電気系 機械系 生産管理系



在職者のみなさまの
スキルアップに能力
開発セミナーをご検
討ください！

事業主様ごとに
実施可能な
「オーダーセミナー」
についても
ご相談ください

受講者様
満足度3年連続
100%



能力開発セミナーコース情報は、
こちらのQRコードからご確認ください！

能力開発セミナーは、
・2日間(12時間)～4日間(24時
間)の短時間の訓練コースです。
・時間は9:00～16:00のコースが
中心です。
・定員は10名程度となります。



・生産管理系:IE手法 品質管理
・機械系:機械設計 測定・検査 加工
NC/MCプログラミング CAM
CAE 2D/3DCAD 各種溶接
・電気系:PLC シーケンス 工事
・居住系:2DCAD 構造設計(静定・
不静定) マトリクス演算 大工



〒519-0501
三重県伊勢市小俣町明野685

らしく、はたらく、
ともに



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター

ポリテクセンター伊勢

ご希望の事業所様にはパンフレットを郵送しておりますので、
下記電話番号にお問い合わせください。

☎ 0596-37-3121 (訓練課)

みえ共済

フェアリース
みえ共済妖精 ミエリー

自動車事故にもうひとつの安心を!! あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済

まごころ共済

自動車
事故費用
共済支払い
事例 1歩行者を
はねて
死亡事故を
起こした支払い
事例 2自損事故を
起こした(注)車両特約・車両
プラス特約のお支払
いは対象外です支払い
事例 3

追突事故を起こした

支払い
事例 4出会い頭の事故を
起こした

特徴 1

車種ごとに掛金は同じです

特徴 2

共済金は契約者(あなた)へお支払いします

特徴 3

任意保険に関係なくお支払いします

特徴 4

お支払いは迅速です

補償内容

主な補償内容	共済金額
死亡共済金	300万円
対物共済金	3万円
対物プラス特約(オプション)	3万円
車両特約(オプション)	5万円
車両プラス特約(オプション)	5万円

共済掛金

主な車種	年払掛金	月払掛金
自家用乗用自動車	10,000円	1,000円
自家用軽自動車	5,500円	550円
対物プラス特約(オプション)	1,000円	100円
車両特約(オプション)	2,100円	210円
車両プラス特約(オプション)	2,100円	210円

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

三重県中小企業共済協同組合

みえ共済

<https://www.kenkyosai.or.jp/>

- 本部・津営業所 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL: 059-228-7128 FAX: 059-225-9226
- 四日市営業所 〒510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL: 059-353-0810 FAX: 059-352-8276
- 東紀州営業所 〒519-3611 尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL: 0597-23-2949 FAX: 0597-23-2952

JU 三重
安心と信頼のネットワーク

新規会員様
募集中

お客様に安心と信頼をお届けします。

JU三重とは中古車販売店が集まって設立した全国組織で、経済産業大臣と国土交通大臣の認可を受けている「一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会」略称「JU中販連」の三重県支所「三重県中古自動車販売協会」「三重県中古自動車販売商工組合」の略称です。現在、三重県下 333 社(令和8年3月現在)の中古車販売店が加盟し、中古車流通の公正な取引を通じ、自動車社会の健全な発展に取り組んでいます。消費者保護など「安心と信頼」をモットーに子ぐまのマークをシンボルに、TVやラジオまた自動車専門誌などにより広く広報活動を行っています。

三重県中古自動車販売協会
三重県中古自動車販売商工組合

〒514-0303 三重県津市雲出長常町 1124-1 Tel.059-234-8996

JU三重HPをご覧ください。
<http://www.jumie.jp/>

MS&AD

三井住友海上




www.ms-ins.com

あなたの挑戦のそばに
三井住友海上はいつもいます。



安心のゴールキーパーでありたい。

GK

 クルマの保険  すまいの保険  ケガの保険

がんばる企業を応援します。



三重県信用保証協会



みえ みらいちゃん



みえ しんぼくん

三重県信用保証協会は、
中小企業の皆さまが事業資金借入をされる際の
「公的な保証人」となってサポートします。
お気軽にご相談ください。

本 店

津市桜橋3丁目399番地

TEL 059-229-6021 (代表)
FAX 059-229-6344

四日市支店

四日市市諏訪町4番5号
(四日市諏訪町ビル5階)

TEL 059-353-9161 (代表)
FAX 059-354-2046



HP



Instagram

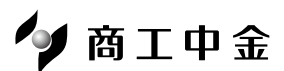
<https://www.cgc-mie.or.jp/>

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



個人のお客さま向けの
定期預金

マイハーベスト

津支店 059(228)4155 〒514-0004 津市栄町4-254-1

四日市支店 059(351)4871 〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-20

経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。

BEST PARTNER
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度



従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険



団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、三重県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。
※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。
※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および三重県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の
代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 三重支社

〒514-0027 津市大門 6-5 TEL:059-227-0132 <https://www.taiju-life.co.jp/>

津営業部 TEL:059-225-4827

久居営業部 TEL:059-255-2347

四日市営業部 TEL:059-351-1616

伊賀営業部 TEL:0595-21-1680

伊勢営業部 TEL:0596-24-3625

志摩支所 TEL:0599-43-5053

尾鷲支所 TEL:0597-23-2646

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

中小企業組合の設立・運営の
ご相談は三重県中央会まで!

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197
URL <https://www.chuokai-mie.or.jp>
E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>



【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など